

枚方市教育委員会 協議会 資料

案件

- 1 枚方市教育振興基本計画に係る令和2年度の取り組みについて
- 2 枚方市教育振興基本計画の見直しについて
- 3 市立学校園における空調設備の整備について
- 4 就学援助認定者の支援策について
- 5 ICTを活用した学習環境の整備について

○開催日 令和2年（2020年）5月28日
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

枚方市教育振興基本計画に係る令和2年度の取り組みについて

総合教育部 教育政策課

1. 概要

令和2年度に取り組む事業について、別紙「枚方市教育振興基本計画に係る令和2年度の取り組みについて」のとおり、同計画の基本方策ごとにとりまとめましたので報告します。

2. 内容

別紙のとおり

枚方市教育振興基本計画の見直しについて

総合教育部 教育政策課

1. 政策等の背景・目的及び効果

本市教育施策の中長期的な方向性を示す「枚方市教育振興基本計画」について、国の教育振興基本計画を参酌するとともに、本市において令和2年3月に策定した「枚方市教育大綱」を踏まえながら、計画内容の充実に向けた見直しに取り組み、今後の教育振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。

2. 内容

平成28年6月に策定した「枚方市教育振興基本計画」については、令和9年度までを期間とする12年間の計画であり、確かな学び・豊かな心・健やかな体を育む教育の充実をはじめ、地域とともにある学校づくりの推進など、さまざまな教育施策の方向性を示しています。

当計画は、おおむね4年を目途に取り組みの検証・評価を行ったうえで、見直すこととしており、令和2年3月に策定した、新たな「枚方市教育大綱」に示すとおり、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばすため、いじめや不登校の防止・早期解決や、ICT活用による教育環境の整備、小学校の放課後活動の充実など、今後の取り組みを踏まえた見直しを行います。

なお、計画素案については、枚方市教育に関する事務の点検評価に携わっていただいている学識経験者等からの意見をいただきながら検討作業を進めていきます。

【参考】「枚方市教育振興基本計画」の見直しの進め方

時期	枚方市教育振興基本計画（期間：12年間）		枚方市教育大綱（期間：4年間） ＜市長が教育委員会と協議しながら定める大綱＞
平成28年度 令和元年度	<p style="text-align: center;">平成28年6月策定</p> <p>枚方市教育基本振興計画（10の基本方策）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 確かな学びと自立を育む教育の充実 2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実 3 教職員の資質と指導力の向上 4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実 5 幼児教育の充実 6 地域とともにある学校づくりの推進 7 学びのセーフティネットの構築 8 学びを支える教育環境の充実 9 基礎的な知識・技術の学習機会の提供と図書館の充実 10 文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりの推進 		平成28年3月策定 令和2年3月策定
令和2年度 令和5年度	<p style="text-align: center;">充実・見直し</p> <p style="text-align: center;">令和2年9月見直し予定</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> ※教育大綱のほか、国の教育振興基本計画等を踏まえ見直しを行う。 </div>		<p>「枚方市教育大綱」に掲げる新たな取り組み（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめや不登校の防止・早期解決（スクールロイヤーの活用など） ・ICT活用の推進（1人1台のタブレット端末の整備など） ・放課後活動の充実（放課後キッズクラブの実施など） <p>※（ ）内は関連する主な事業を記載</p> <p style="text-align: right;">次期大綱：令和6年3月策定予定</p>
令和6年度 令和9年度	<p style="text-align: center;">充実・見直し予定（概ね4年ごと）</p>		

3. 実施時期等（今後の予定）

令和2年6月	計画の見直し内容の検討
7月	学識経験者への意見聴取
8月	教育子育て委員協議会へ計画の見直し案の説明
8～9月	素案に係るパブリックコメントの実施
9月	枚方市教育振興基本計画の見直し

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画

基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

施策目標 15 子どもたちが健やかに育つことができるまち

施策目標 16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち

施策目標 17 誰もが文化芸術やスポーツなどに親しみ、学び、感動できるまち

5. 関係法令・条例等

教育基本法

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 532千円 (当初予算計上済み)

内訳 学識経験者に対する報償金 532千円

《財 源》 一般財源

市立学校園における空調設備の整備について

まなび舎整備室 施設設備課

1. 政策等の背景・目的及び効果

本市では、平成20年6月に枚方PFI学校環境サービス株式会社と事業契約書を締結し、「枚方市学習環境整備PFI事業」を実施しています。

今回、同PFI事業契約書に基づき、下記のとおり空調設備の整備を行うものです。

2. 内容

(1) 長寿命化改修による空調設備の新設・更新

香里小学校の改修に伴い、空調設備を新設並びに更新するものです。

施 設		場 所
小学校 (1校)	香里小学校 (新設)	普通教室 (1室)
	香里小学校 (更新)	普通教室 (1室)

(別添「位置図」参照)

(2) 教室棟内への空調設備の新設

教室棟内に新たに設けた普通教室及び支援教室に空調設備を新設するものです。

施 設		場 所
小学校 (2校)	平野小学校	支援教室新設 (1室)
	菅原東小学校	普通・心の教室新設 (2室)

(別添「位置図」参照)

(3) 老朽化による空調設備の更新

コンピューター教室に設置されている空調設備が老朽化したため更新するものです。

施 設		場 所
中学校 (1校)	第二中学校	コンピューター教室更新 (1室)

(別添「位置図」参照)

3. 実施時期等

本契約締結日 (変更契約日) ～令和2年12月末

4. 事業者

枚方PFI学校環境サービス株式会社（本PFI事業を遂行する特別目的会社）

今回設置する空調設備については、本PFI事業の完了日である令和3年3月31日までの期間において、設置済みの他の空調設備と同様に同事業により維持管理を実施する予定です。

5. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画

基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち

6. 関係法令・条例等

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

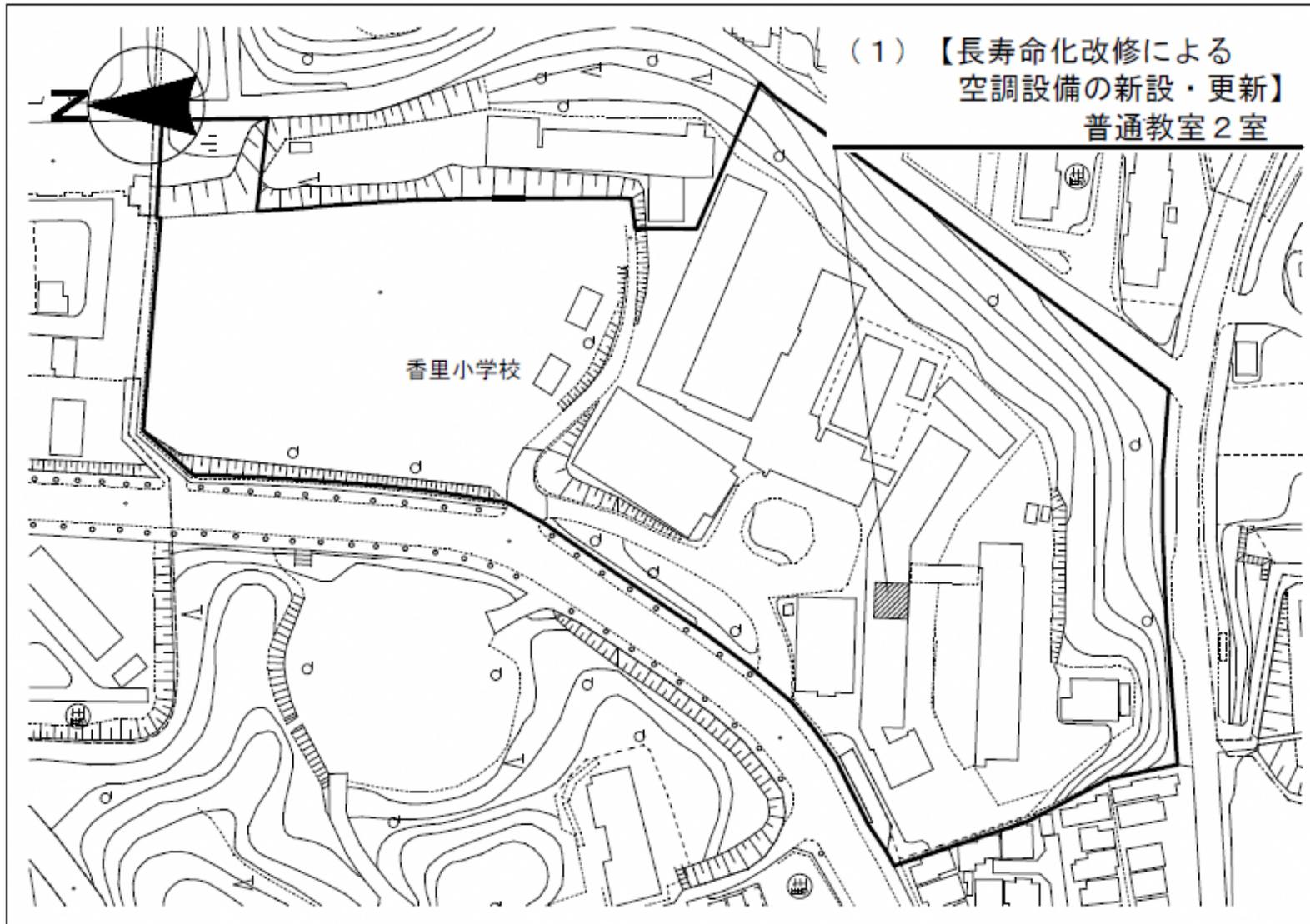
■参考（今後の予定）

令和2年6月 6月定例会議会

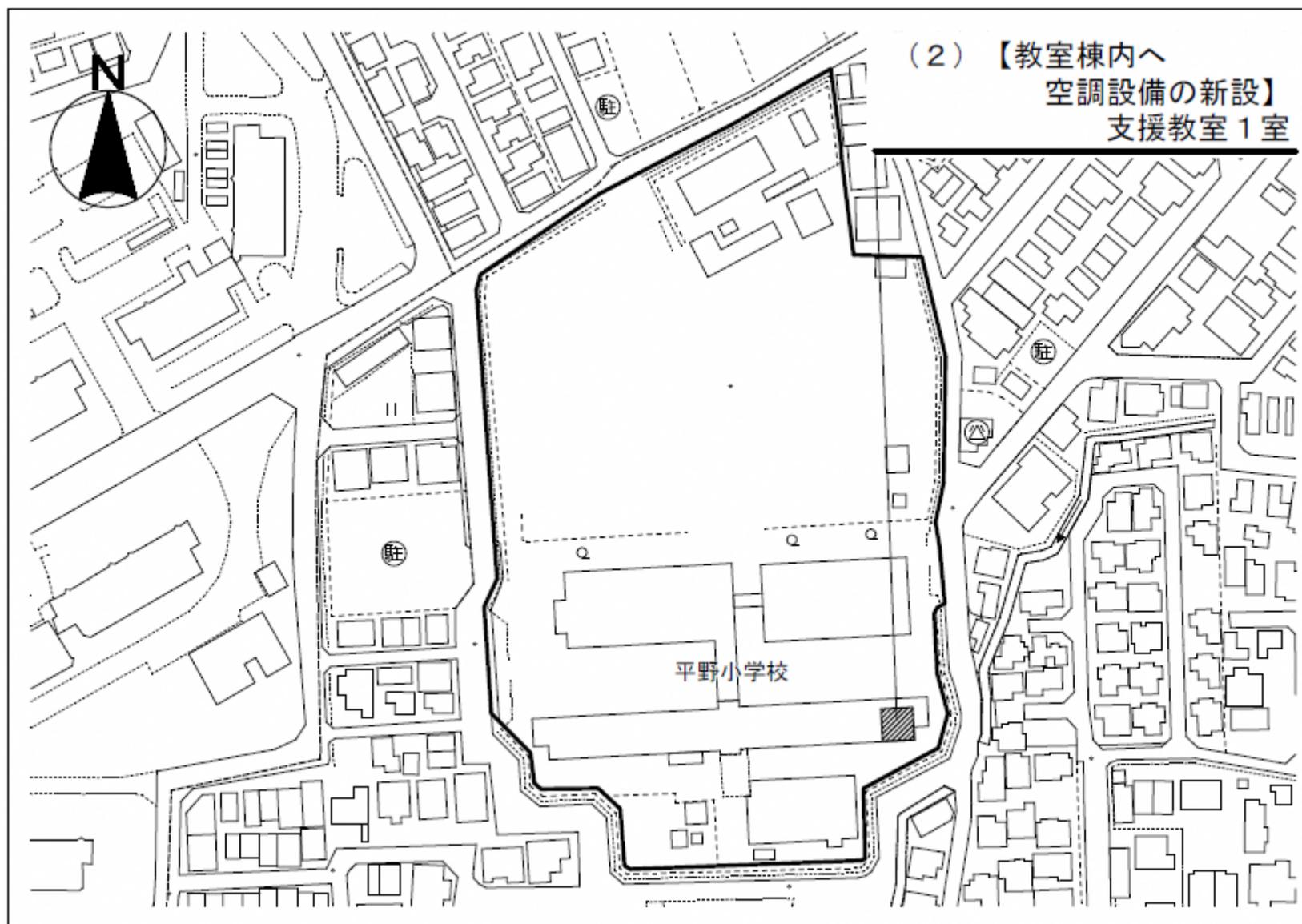
※ 6月定例会議会には、総務部から議案提出

7. その他

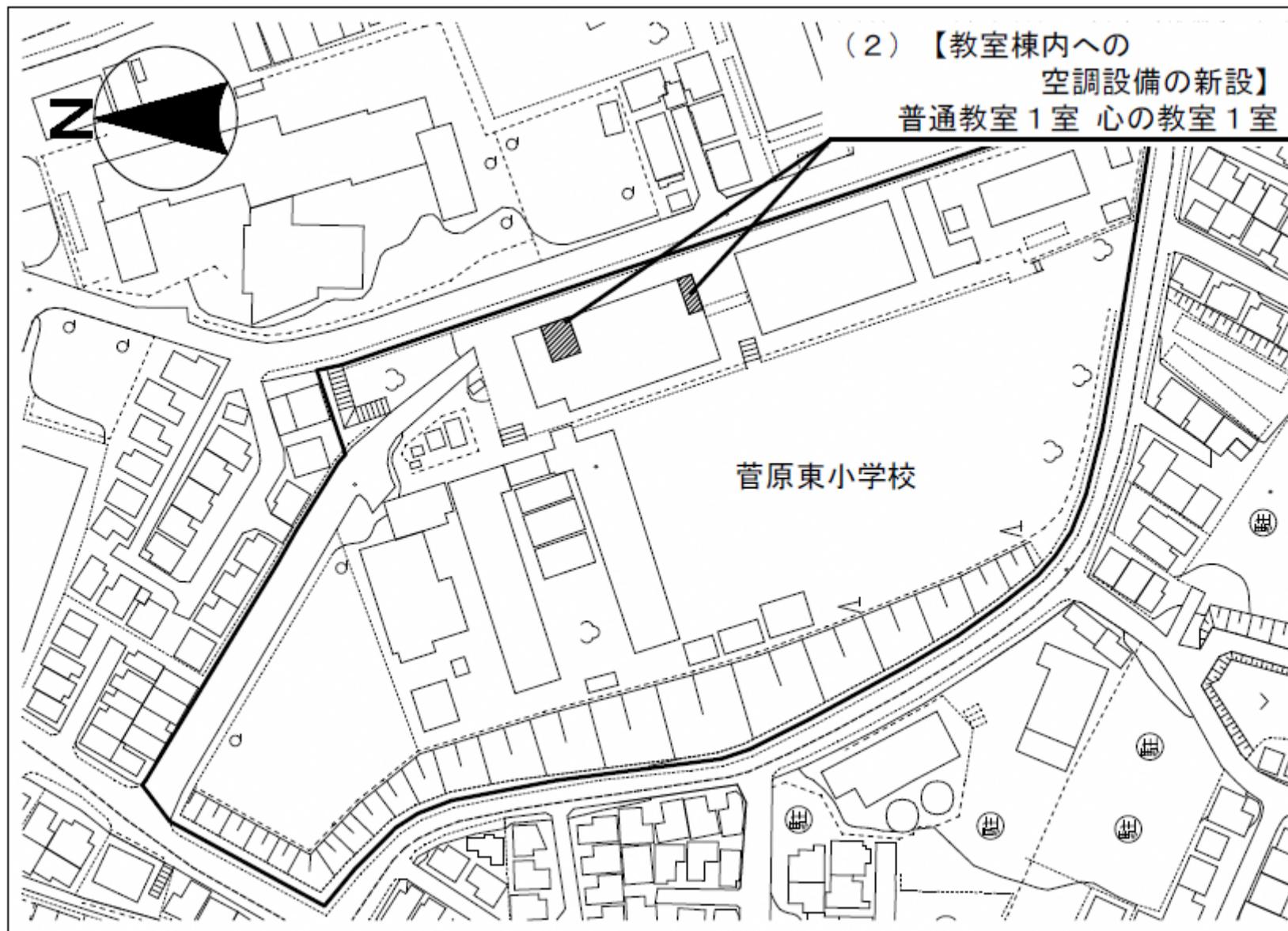
位置図：香里小学校 枚方市香里ヶ丘十丁目5-2



位置図：平野小学校 枚方市招提中町一丁目53-1



位置図：菅原東小学校 枚方市藤阪東町三丁目10-1



就学援助認定者の支援策について

学校教育部 教育支援推進室

1. 政策等の背景・目的及び効果

新型コロナウイルス感染症の影響で、国の緊急事態宣言を受けたことから、収入が著しく減収したことにより就学が困難になる児童生徒の保護者に対して、特別な事情として、就学援助を行うものです。

また、経済的に生活が困窮されている世帯を支援する目的で、就学援助の認定を受けている保護者に対して特別給付金を給付するとともに、臨時休業期間中の給食費を支給するものです。

2. 内容

(1) 就学援助に係る特別事情の取り扱いについて

収入が著しく減収したことにより、就学が困難になる児童生徒の保護者に対して、特別な事情として、給与証明等で確認を行うことにより、就学援助を行うものです。

(2) 就学援助認定世帯への特別給付金について

就学援助の認定を受けている保護者に対して、児童・生徒1人あたり5万円を給付するものです。

(3) 就学援助に係る臨時休業中における給食費の支給について

各小中学校で供給されている給食費で、就学援助費を受給している児童生徒の保護者が実費負担した費用については、就学援助費で補填していますが、国の緊急事態宣言を受けたことに伴う臨時休業期間中の自宅での昼食代を就学援助受給世帯の保護者に支給するものです。

3. 実施時期等（今後の予定）

6月に、2.（1）の申請を受け付けるとともに、就学援助費の認定後、2.（1）（2）（3）について、現行の就学援助費の支給日に合わせて支給します。その後、随時受け付けを行います。

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画

基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち

5. 関係法令・条例等

学校教育法、枚方市就学援助規則、枚方市補助金等交付規則

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 （1）就学援助費 現計予算額 501,955千円

※当面、現計予算で対応し、必要に応じて補正予算。

（2）（3）特別給付金 310,000千円（5月臨時議会で可決）

※当面、現計予算で対応し、必要に応じて補正予算。

I C T を活用した学習環境の整備について

学校教育部 教育指導課

1. 政策等の背景・目的及び効果

本市では、計画的に教育における I C T 機器の整備を進めてきました。また、令和元年度に 3 校で未来学習研究事業を実施して検証を行い、令和 2 年 2 月の文教委員協議会で検証結果を報告しました。

国は、「令和 5 年度(2023年度)までに全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指す (G I G A スクール構想の実現)」ことを示していましたが、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言 (令和 2 年 4 月発出) に伴って、子どもたちの学びを保障する観点から、この「G I G A スクール構想の実現ロードマップ」を前倒しすることを示しました。

そのため、本市では市議会定例議会（閉会議会）において、小学校5・6年生及び中学校全学年の「一人一台」の端末整備等の補正予算をご可決いただきました。

その後、国は新型コロナウイルス感染症対策のため、学校休業時における「学びの保障」のための臨時的な補助金制度を示しました。

このような国が示す方針を踏まえ、効果的な整備と活用を進めていくため「枚方市学校教育におけるICT活用の方針」を策定するものです。

また、併せて学校休業や限定的な学校再開時も含めて、ICT環境を最大限活用し、子どもたちの学びを支援する取組を進めます。

2. 内容、実施時期等

- (1) 「枚方市学校教育におけるICT活用の方針（案）」 別添のとおり
- (2) ICTを活用した学習環境の整備について（主な取り組み）
 - ① 一人一台のタブレット端末の導入 教員用・児童生徒用（全34,200台）

L T Eモデル (iPad) 主なソフトウェア…ロイロノート (小学校授業支援ソフト) ※、

i フィルター等 ※中学校授業支援ソフトは別途契約 (⑤に記載)

リース (5年間)

導入時期 令和2年7月から順次導入、(最終納期 令和2年12月)

② 周辺機器の整備

大型提示装置等

整備時期 令和2年9月末日まで

③ 校内のWI-FI環境整備

工事期間：令和2年6月～令和3年3月

工事内容：市内小・中学校の無線LAN工事を行い、大容量通信のWI-FI環境を構築する。

※なお、契約締結議案については、仮契約締結後、速やかに議案提出予定

④インターネット通信料

通信運搬費：令和3年4月～令和5年3月（2年縛り）

⑤中学校授業支援ソフト貸借

ソフト名：ベネッセ社ミライシード（現在、中学校で使用）

貸借期間：令和2年8月～令和6年7月

⑥家庭学習のための通信機器整備

I C T環境のない家庭（約1000人）に対し家庭の通信環境に応じて、中学3年生から優先的に端末を貸し出す。

6月に納入予定の貸出用のL T Eタブレット（200台）や中学校に配置されているWi-Fi環境に対応する学習用パソコン（約700台）、また、教員用のL T Eタブレットの貸出も含め、柔軟かつ迅速に対応できるよう努める。

⑦学校からの遠隔学習機能の強化

臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒が連絡を円滑に行うため、学校側が使用するカメラやマイクなどの通信装置等を整備する。

各校1セット。定額（上限3.5万円）の国の補助あり。

⑧GIGAスクールサポーターの配置

各学校において、ICT機器導入作業を支援するため、GIGAスクールサポーターを4校に2人配置する。

期間：令和2年9月～令和3年3月

配置または委託にかかる費用について、1/2の国の補助あり。

3. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画

基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち

4. 関係法令・条例等

教育基本法

第3期教育振興基本計画

5. 事業費・財源及びコスト

《事業費》

①1人1台タブレットの導入

ア. 中学校教員（880台）

27,618千円（当初予算計上済み）

債務負担行為 112,873 千円 (令和3年度～令和7年度)

イ. 小学校教員、小5～6、中1～3

(1,450台+7,500台+10,670台) 216,645 千円 (4月30日補正予算計上済み)

債務負担行為 2,763,835 千円 (令和3年度～令和7年度)

ウ. 小1～4 (13,700台)

(令和3年1月から60月) 82,190 千円 (6月補正予算計上予定)

債務負担行為 1,643,790 千円 (令和3年度～令和7年度)

※整備に対する国の補助金は、児童生徒数の2/3について、端末1台当たり上限4.5万円を補助するもので、リース契約の場合、リース事業者と共同申請してリース事業者を支払われる。

②周辺機器の整備

ア. 充電器等 10,720 千円 (4月30日補正予算計上済み)

イ. 大型提示装置等 29,440 千円 (6月補正予算計上予定)

③校内の WI-FI 環境整備

小・中学校全教室 478,800 千円 (3月補正予算計上済み)

④インターネット通信料 令和3・4年度

債務負担行為 25,372 千円 (4月30日補正予算計上済み)

⑤中学校授業支援ソフト賃借

(令和2年9月から48月) 14,394 千円 (4月30日補正予算計上済み)

債務負担行為 84,307 千円 (令和3年度～令和6年度)

⑥家庭学習のための通信機器整備

既存または別途納入予定の端末を利用 予算計上なし

⑦学校からの遠隔学習機能の強化

64校×3.5万円 2,240千円 (6月補正予算計上予定)

1/2の補助 (1,120千円) 国府支出金

⑧GIGA スクールサポーター配置

32人×115万円 36,800千円 (6月補正予算計上予定)

1/2の補助 (18,400千円) 国府支出金

令和2年度 6月補正予算分

《財 源》	一般財源	131,150千円
	国府支出金	19,520千円

■参考（今後の予定）

令和2年（2020年）	6月	1日	文教委員協議会
	6月		市議会

枚方市学校教育におけるICT活用の方針
(案)

令和2年(2020年) 6月

枚方市教育委員会

目 次

第1章 方針の策定にあたって

1	策定の趣旨	1
2	国の動向と本市状況	1
3	位置付け	2
4	期間	2
5	未来学習研究事業での検証結果	2

第2章 基本的な考え方

1	基本目標	5
2	今後の取り組み	5
	(1) ICTの整備	5
	(2) 教員のICTの活用力及び指導力の向上	6
	(3) ICTの活用・推進	8
3	整備・研修・活用の一体的な推進	10

第1章 方針の策定にあたって

1 策定の趣旨

令和2年（2020年）度から全面実施される学習指導要領では、学習内容が資質・能力の三つの柱によって構造的に示されています。三つの柱とは、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」となっていますが、「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」については、教え込んで身につく力ではなく、主体的・対話的で深い学びを実践することにより引き出される力とされています。これらの学びを各学校で実現していくためには、教員が必要とする場面において、ICTを効果的に活用していくことが重要となってきます。

この方針は、今後の社会を生き抜いていく子どもたちに、学校教育におけるICTの活用を通して、「生きる力」をどのように育成していくかを示すものです。

2 国の動向と本市の状況

国は、平成29年12月に「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針について」を各市町村教育委員会に通知しました。この中には、新しい学習指導要領の実施に向けたICT環境整備の必要性等や、具体的な整備の方向性が示されています。また、令和5年までに全学年の児童生徒一人ひとりがそれぞれに端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指す（GIGAスクール構想の実現）のロードマップが示されました。さらに、令和2年に入り新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業等に伴い計画を前倒しし、このような緊急時においても、子どもたちの学びを保障できるよう、家庭におけるICTの活用を進めています。

本市では、これまでも主体的・対話的で深い学びをすべての子どもたちに保障するため、全ての小中学校において、学力向上委員会や学年会、教科会を定期的に開催し、ICTを効果的に活用した授業研究や研修を通して、教員の授業力向上と授業改善に取り組んでいます。また、未来学習研究事業を実施し、検証を行いました。（[5](#)未来学習研究事業での検証結果）

令和2年（2020年）度から実施される新しい学習指導要領の内容を完全に実施していくにあたり、今後は本市の現状と国が示す方針を踏まえながら、ICTを活用した新たな学校教育の確立を早急に実現していく必要があります。

そこで、より効果的な整備と活用をすすめるため、枚方市学校教育におけるICT活用の方針を策定するものです。

3 位置づけ

本方針については、枚方市教育振興基本計画に基づく取り組みを具体化するため、本市におけるICTを活用した学習環境の整備について、基本目標を設定し、目標を実現するための今後の取り組みをまとめたものです。

4 期間

「GIGAスクール構想の実現ロードマップ」では、令和元年（2019年）度から令和5年（2023年）度までに一人1台端末の整備が示されていましたが、令和2年4月に国の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う非常事態宣言を受けて端末整備の前倒しを支援する政策がとられたことから、令和2年（2020年）度に全学年に1人1台の端末整備を進め、再度の学校の休業措置等も想定した活用方策をまとめることとしました。

また、この方針の期間は、枚方市教育振興計画に合わせて、おおむね5年間とします。なお、国の情報化教育に関する施策の変更など、社会状況に大きな変化が生じた場合は、適宜改訂を行います。

5 未来学習研究事業での検証結果

基本目標「ICTの活用による新しい学校教育の確立」の実現に向け、令和元年（2019年）度には、以下のような未来学習研究事業を実施し検証を行いました。

【検証校及び検証内容】

① 第四中学校 1人1台のタブレットPCの整備・活用による検証	1人1台のタブレットPCを整備し、授業、放課後などの課業時間外、家庭におけるICTの効果的な活用について検証を行うもの。
② 楠葉西中学校 モバイルデータ通信（LTE）を活用した通信環境の検証	通信事業者のもつモバイルデータ通信（LTE）を学校教育において活用し、いつでもどこでもネットワークに繋がる環境における検証を行うもの。
③ 東香里小学校 プログラミング教育に関する検証	発達段階に合わせたプログラミング教材及び指導内容の研究・検証を行うとともに、市内教職員の活用指導力の向上を図るもの。

【検証結果】枚方市教育委員会の見解及び文教常任委員からの意見を集約

①「1人1台」の端末整備に向けた進め方について

■「1人1台」の環境を生かすには、教員のスキルの向上や電子黒板等のICT機器の整備など、まずは学校現場の体制の確立を行うことが必要である。

■「1人1台」の環境を維持し、効果的な学びにつなげていくには、一定の財源を確保し続けることが不可欠であるため、将来を見通した計画を立て、国の補助金を有効に活用し推進していくことが必要である。

○ICT機器の性能は急速に進化するため、有効に活用するには、リースやレンタル等の検討も含め、計画的に導入や更新を行うべきである。

②通信ネットワークの整備方法について

■通信ネットワークの整備については、Wi-Fi環境とモバイルデータ通信の2つの選択肢があるが、ランニングコストだけでなくどちらが教育の場で活用できる可能性が広がるかという観点から、計画的に整備を進めていくことが必要である。

■通信速度やアクセスポイントの設置数など、子どもたちの利便性を考えて環境整備を行う必要がある。

○モバイルデータ通信であれば家庭学習への活用が可能である。

③授業での活用方法（授業改善）について

■それぞれの教科によって効果的なICTの使い方がある中で、事例を共有し、実践の積み重ねの中で最適な使い方を更新しながらICTの活用を進める必要がある。

■教員によって授業に大きな差が出ることをないよう、ICT授業マニュアルの作成など、一定の質を確保するための仕組みが必要である。

■授業改善を行う際には、ICTの活用だけにとらわれず、一人ひとりの子どもの状況に目を向けるという基本的なことに留意しつつ取り組みを進めるべきである。

○ICTありきで授業内容を考えるのではなく、あくまで理解を深めるツールの一つとして考え、子どもたちの学習意欲を高める授業の実施を優先すべきである。

○ICT教育においては、グループ学習やペア学習を用いることが多いが、個人が見えにくくなる場合もあり、グループ学習が万能薬ではないということに留意すべきである。

○ICTの活用により、教育活動がさらなる広がりを見せるという意識改革が必要である。

④個別学習（家庭学習や自学自習等）について

■個別に最適化された学びを実現できることはICT教育のメリットであり、

放課後自習教室での使用など、自分の進度に合わせてタブレット端末を活用していくべきである。

■自然災害等で学校の休業時にも、家庭で活用できるよう、通信ネットワークへの接続や機器の取り扱いについて、検証を行う必要がある。

○持ち帰り学習においては、友達や教員とネットワークでつながる機能があれば、学習意欲が高まると考えられる。

⑤家庭にICT環境がない家庭への対応について

■ICT環境が十分でない家庭については、等しく教育が受けられるよう「1人1台」の環境を支援することが必要である。

⑥ 教員研修の取り組みについて

■教員の指導力の向上は、ICT教育を効果的に進める上で最も根幹となる部分である。検証校における成果と課題を踏まえた上で、急速に進化するICT機器を効果的に使用するためには、学校現場と教育委員会が一体となって、効果的な研修のあり方や教員同士の情報共有の仕組みの構築などを進めていく必要がある。

■あわせて、研修に参加することが、そのまま子どもたちと接する時間の短縮につながることはないよう、多忙化の抑制に努めるべきである。

⑦サポート体制について

■教育委員会内にICT教育の推進を図る部署を設置するとともに、授業への有効な活用方法や情報などを学校現場へ伝えられるICT支援員を拡充し、各学校へのサポート体制の充実に取り組むべきである。

■また、各学校へ情報提供できるよう、教育委員会として外部有識者から新たな教育的知見やICTの活用方法などを定期的に取り入れていくべきである。

⑧その他

○学習履歴データを蓄積し分析する、いわゆるビッグデータの活用により、ICT教育がよりよい方向に進む可能性がある。

○子どもたちがタブレット端末を扱う際には、情報セキュリティや情報モラルに対する教育も必要になる。

※○：文教常任委員からの意見

第2章 基本的な考え方

1 基本目標

I C Tの活用による新しい学校教育の確立

国は「主体的・対話的で深い学び」を実現するツールの1つとして、I C Tの活用を挙げています。

I C Tの活用により、一人ひとりの学習ニーズや個性等に応じた分かりやすい授業・学習の実現や、時間的・空間的制約を超えて、いつでも、どこでも受けられる教育の実現、支援教育などにおける児童生徒の障害の状態や特性に応じた適切な指導、これまでは実現が難しかった映像や音声、学習支援ソフトを介した双方向型の学習等、教育の質の向上につながることが期待されています。

I C Tを授業だけではなく、放課後や緊急事態の際には家庭においても子どもたちが学習をすることのできるツールとして活用をしていくことで、これまでは難しかった教育環境の実現をめざします。

2 今後の取り組み

(1) I C Tの整備

①教職員・児童生徒にタブレットP C及び周辺機器を令和2年度中に整備します

タブレットP Cについては、教員に配備した後、児童生徒の順に配備します。配備するタブレットP Cは、新型コロナウイルス対策等で学校休業となることも想定する必要があり、家庭学習でも活用できるようモバイルデータ通信に対応するL T Eモデルとします。

周辺機器については、未来学習研究事業での検証結果を踏まえ、タブレットP Cとあわせて使用するのに適している大型提示装置(大型テレビもしくはプロジェクター)、実物投影装置(書画カメラ)を各クラスに各1台、整備の優先順位を考え、必要性の高い機器から段階的に整備を行います。

どの教科の授業でも活用ができるソフトウェア(アプリ)の導入を行います。

【導入スケジュール】

	令和2年度(2020年度)											
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
校内無線LAN工事 (WI-FI環境の整備)										★		
教員 (中)880台 (小)1,450台	★中 ★小											
中学校 (3年)3,670台 (1~2年)7,000台			★中3		★中2	★中1						
小学校 (5.6年)7,500台 (1~4年)13,700台							★小6	★小5	★小4	★小3	★小2	★小1
周辺機器の整備 (大型提示装置等)		4月補正分★			6月補正予定分★							

(2) 教員のICTの活用力及び指導力の向上

①各校にICT推進リーダーを配置育成します

情報モラルや情報機器の有効活用及び学校全体の情報教育に関する指導力の向上、児童・生徒の情報活用力の向上を図るため情報教育のリーダー研修を実施し、各校の教員の中からICT有効活用の推進役となるICT推進リーダーを育成します。

②より高い学習効果を与えるため、ICTを活用して教員の指導力を高めます

全ての授業づくりに係る研修講座において、「Hirakata 授業スタンダード」に基づいた授業設計を意識した内容を扱い、ICT機器も効果的に活用した授業改善を推進します。

総合的な学習の時間の目標達成に向け、「主体的・対話的で深い学び」を育む授業づくりについて理解を深め、学習の基盤となる資質・能力である「情報活用

能力」を探究的な学びの中で育むことができるよう実践的指導力の向上を図ります。

③新学習指導要領の内容を踏まえ、プログラミング教育の考え方、理解を深めるため指導力を向上します

新学習指導要領の実施に向け、プログラミング教育で育む資質・能力について理解を深めるため、実習を通して実践的指導力の向上を図るとともに、技術分野で実践するプログラミング教育について理解が深められるよう、演習による指導力の向上を図ります。

④各校での取り組みの実例を他校にも発信し共有化することで、授業改善を推進します

豊かな思考力・判断力・表現力等の基盤となる「言語能力」の育成を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を更に推進させ、その内容を各校の教科会や学年会で共有することで、教員全体の指導力向上を図ります。

各教科の単元の、どの場面、どのタイミングで、タブレットPC等のICTを活用することが、より高い学習効果につながっていくのかについて、教科会等で検証を行うことで、教員のICTを活用した指導力の向上、授業改善を行います。

⑤学校を巡回するICT支援員等が定期的に研修等でICTの基本操作及び活用サポートを行うことで定着を図ります

授業におけるICTの活用を支援するため、ICTの基礎的スキルを持つICT支援員を数校に1名配置し、各学校で機器・ソフトウェアの設定や操作の説明や教材等の紹介や活用の助言等を行って教員をサポートします。また、ICTに係る研修時のサポートを行うとともに、教育委員会と連携して域内の学校における様々な実践例やノウハウを共有し、市内学校のICT活用の水準向上を図ります。

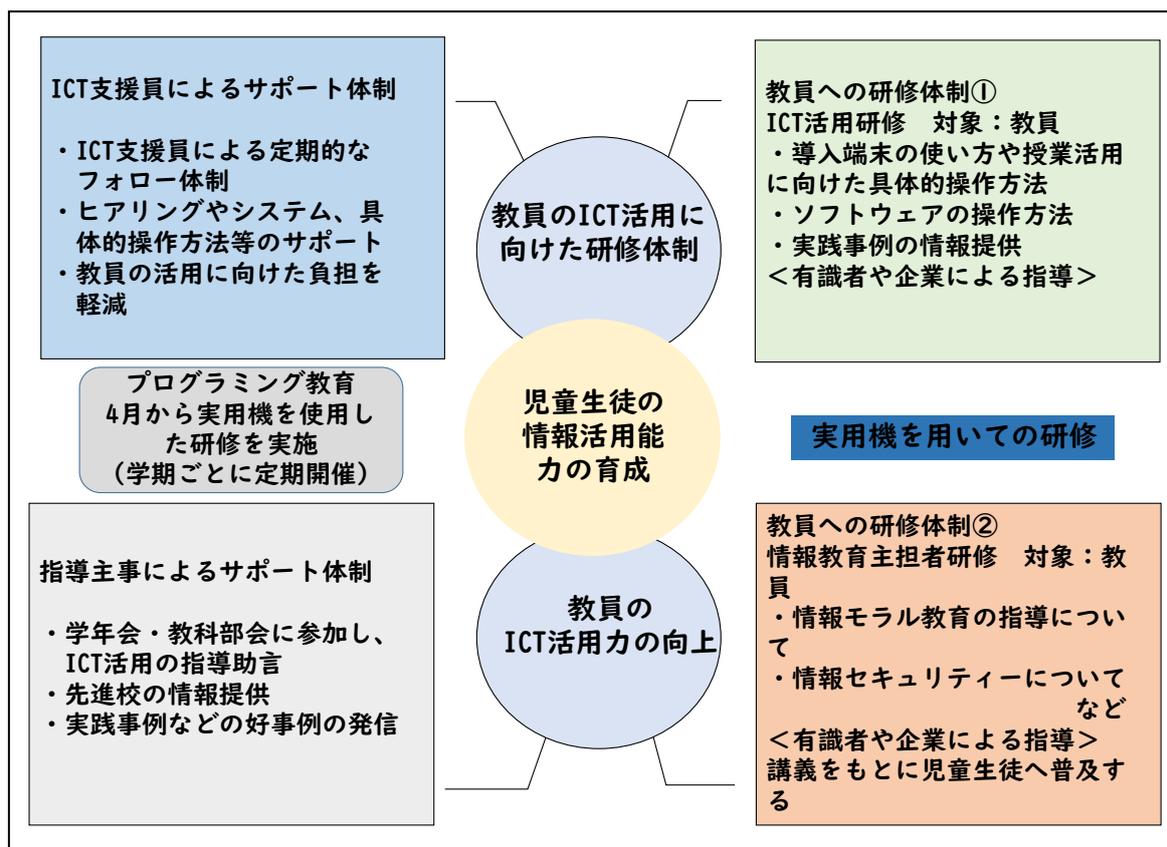
⑥習熟の度合いを考慮した教員研修を実施します

ICTの導入初期には、教員に対し、集合研修として導入初期研修を必要に応じて実施し、基礎的な操作方法の習熟を図ります。

その後、学校を巡回するICT支援員等が定期的に研修等でICTの基本操作及び活用サポートを行うことで定着を図ります。

教育委員会において、ICTを効果的に活用するための研修を定期的の実施し、児童生徒により効果的な指導を行うことができる環境を整えます。

【教員のICTの活用に向けた研修体制】



(3) ICTの活用・推進

①双方向性の授業や協働学習を深めるツールとしての活用を進めます

令和2年(2020年)度から実施される新学習指導要領及び「Hirakata 授業スタンダード」を基本的な考え方としながら、より効果的なICTの特長を生かした授業を展開します。

児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力、情報リテラシー・情報モラルの定着を目指します。

授業での活用は、体育や音楽なども含め状況に応じてタブレットPCを活用し、教員から児童生徒に情報を一斉に提示して互いの考えを可視化する双方向性の授業や課題解決にむけてグループで取り組む協働学習を深めるツールとして活用します。

また、新型コロナウイルスの影響により、学校の休業や限定的な学校再開に備えて、オンライン授業のシステム化も含め学校と家庭で学習ができるツールとして活用します。

②放課後学習や家庭学習における効果的な活用を進めます

一人ひとりの児童生徒の自学自習力の定着に向けて、タブレットドリルやプリントひろばなどの学習コンテンツを放課後学習や家庭学習において、より効果的に活用するとともに、授業や宿題、自学自習など活用状況を検討しながら、効果的な活用が図られるよう取り組みを進めます。

③新学習指導要領に基づくプログラミング的思考を育むための活用を進めます

新学習指導要領で必修化されるプログラミング教育について、小学校段階でのプログラミング教育の目的や子どもたちを育む資質・能力についての理解を深めるため、タブレットPC等ICT機器を実際に使用した授業づくりを体験することで、実践的指導力の向上を図り、各学年に応じた児童生徒のプログラミング的思考を育むために活用します。

④教職員、児童・生徒の情報セキュリティに対する意識及び情報モラルの向上を図ります

ICT推進リーダーを通じ、個人情報の適切な取り扱い、管理・保管についての研修を実施し、個人情報を取り扱うことの責任を教員一人ひとりに自覚させ、「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティに対する意識及び情報モラルの向上を図ります。

児童生徒に対してもいじめ問題を含めた人権意識や情報モラルを高めるための研修を実施します。

⑤「学び」以外の分野でもICTを活用した取り組みを進めます

教員と児童生徒のコミュニケーションツールとして、休業時の健康状態、生活状況の把握、心身の不調、悩み、相談等で活用するほか、通学路、災害時の安否確認など安全安心を確認するツール、不登校の児童生徒への支援ツールとして、子どもたちを支援し見守るために様々な分野でICTを活用していきます。

⑥障害のある児童生徒や配慮を要する児童生徒に対する支援ツールとして活用します

読み書き、手の操作や認知理解等に課題がある児童生徒に対し、デジタル教科書やいわゆるデージー教科書等を用いて教科学習や自立活動での活用を図ります。また、タブレット端末の入出力が困難な児童生徒のため、一人ひとりに応じた入出力支援装置（音声文字変換システム・視線入力装置等）の整備について検討します。

3 整備・研修・活用の一体的な推進

I C T教育を効果的・効率的にすすめていくためには、学校の状況を適切に把握した上で整備を行う必要があります。また、整備を行うだけでなく、整備後にI C T機器をどのような活用をする必要があるのか、また、活用をより進めていくためにはどのような教員研修を行うことが求められるのか等を充実改善していく必要があります。

こうしたことから、整備・活用・研修を一体的にとらえ、定期的に取り組みの現状を検証し公表しながら、より効果的な活用の推進を図ります。